

第4期特定健康診査等実施計画

令和 6年 4月 1日

東京トラック事業健康保険組合

背景及び趣旨

わが国は国民皆保険のもと、誰もが安心して医療を受けることができる医療制度を実現し、世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきた。しかし、急速な少子高齢化、経済の低成長への移行、国民生活や意識変化など大きな環境変化に直面しており、国民皆保険を堅持し、医療制度を将来にわたり持続可能なものとするため、その構造改革が急務となっている。

このような状況に対応するため、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、被保険者及び被扶養者に対し、糖尿病等の生活習慣病の有病者及び予備群の減少という観点から、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した健康診査（以下、「特定健康診査」という。）及びその結果により健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導（以下、「特定保健指導」という。）を実施してきたところである。

この計画は、当健康保険組合の特定健康診査及び特定保健指導の実施方法に関する事項、また、実施及びその成果に関する目標について定めるものである。

なお、「高齢者の医療の確保に関する法律」第19条にて、令和6年度より6年度1期として「第4期特定健康診査等実施計画」を定めるものとする。

東京トラック事業健康保険組合の現状

当健保組合は、運送業等を主たる業とする事業所が加入している健保組合である。令和5年度の事業所数は287事業所で、東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、及び山梨県に所在する事業所の事業主及び被保険者を組合員の範囲としている。

ただし、支店や営業所は全国に点在しており、その内、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県の一都三県に在住している被保険者及び被扶養者は約7割、それ以外の在住者は約3割である。

加入事業所は、1事業所あたりの平均被保険者数は161人、また、平均年齢は48.25歳で、男性が全体の約80%を占めている。

人間ドックを含めた健康診断については、委託契約をしている東京都総合組合保健施設振興協会（以下、「東振協」という。）契約医療機関、健康保険組合連合会契約医療機関、個別契約医療機関及び契約健診機関により受診が可能である。

さらに、被扶養者の特定健康診査については委託契約をしている東振協契約医療機関等により実施している。

令和4年度の健診の実施人数は、25,860人（内訳：被保険者23,638人、被扶養者2,222人）となっており、加入者の約35%が受診している。

特定健康診査等の実施方法に関する具体的な事項

1. 特定健康診査の基本的な考え方

日本内科学会等内科系8学会が合同でメタボリックシンドロームの疾患概念と診断基準を示した。これは、内臓脂肪型に起因する糖尿病、高脂血症、高血圧症は、発症した後も血糖、血圧をコントロールすることにより重症化を予防することが可能であるという考え方を基本としている。

メタボリックシンドロームの概念を導入することにより、内臓脂肪の蓄積や体重増加等が様々な疾患の原因になっていることをデータで示すことができるため、健診受診者にとって生活習慣の改善に向けての明確な動機付けができるようになる。

2. 特定健康診査等の実施に係る留意事項

特定健康診査の受診率向上のためには、被保険者の受診率向上が必至である。事業所が行う健診の結果データの集積を強化する。

3. 事業主が行う健康診断との関係

事業主が健診を実施した場合、当健保組合はその健診結果から特定健康診査項目分のデータを事業主から受領し保管する。

4. 特定保健指導の基本的な考え方

生活習慣病予備群の保健指導の第一の目的は、生活習慣病に移行させないことである。その為の保健指導では、対象者自身が健診結果を理解して自らの生活習慣を変えることができるように支援することにある。

I. 達成目標

◆特定健康診査、特定保健指導の実施の成果に係る目標

令和11年度において、令和6年度と比較したメタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率を25.0%以上とする。(国の基本指針が示す参酌基準「25.0%」を踏まえて設定)

◆特定健康診査の実施に係る目標

令和11年度における特定健康診査の実施率を85.0%とする。(国の基本指針が示す参酌基準「85.0%」に即して設定)

この目標を達成するために、令和6年度以降の実施率(目標)を以下のように定める。

① (被保険者)

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
40歳以上対象者数(人)	33,050	33,600	34,150	34,700	35,250	35,800
目標実施率(%)	79.9	82.9	85.9	88.9	91.9	94.9
目標実施者数(人)	26,391	27,840	29,319	30,836	32,383	33,959

② (被扶養者)

40歳以上対象者数(人)	8,140	8,080	8,020	7,960	7,900	7,840
目標実施率(%)	30.0	32.0	34.0	36.0	38.0	40.0
目標実施者数(人)	2,442	2,586	2,730	2,865	3,000	3,135

① + ② (被保険者+被扶養者)

40歳以上対象者数(人)	41,190	41,680	42,170	42,660	43,150	43,640
目標実施率(%)	70.0	73.0	76.0	79.0	82.0	85.0
目標実施者数(人)	28,833	30,426	32,049	33,701	35,383	37,094

国の参酌基準 85.0%

◆特定保健指導の実施に係る目標

令和11年度における特定保健指導の実施率を30.0%とする。(国の基本指針が示す参酌基準「30.0%」に即して設定)

この目標を達成するために、令和6年度以降の実施率(目標)を以下のように定める。

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
40歳以上対象者数(人)	41,190	41,680	42,170	42,660	43,150	43,640

① (動機づけ支援)

動機づけ支援対象者数(人)	2,500	2,650	2,800	2,950	3,100	3,250
目標実施率(%)	10.0	14.0	18.0	22.0	26.0	30.0
目標実施者数(人)	250	371	504	649	806	975

※動機づけ支援：腹囲が85cm(男性)・90cm(女性)以上で、血糖、脂質、血圧のうちリスクが1つある者が対象。

② (積極的支援)

積極的支援対象者数(人)	4,100	4,300	4,500	4,700	4,900	5,100
目標実施率(%)	10.0	14.0	18.0	22.0	26.0	30.0
目標実施者数(人)	410	602	810	1,034	1,274	1,530

※積極的支援：腹囲が85cm(男性)、90cm(女性)以上で、血糖、脂質、血圧、のうちリスクが2つ以上ある者が対象。

① + ② (動機づけ支援+積極的支援)

保健指導対象者数(人)	6,600	6,950	7,300	7,650	8,000	8,350
目標実施率(%)	10.0	14.0	18.0	22.0	26.0	30.0
目標実施者数(人)	660	973	1,314	1,683	2,080	2,505

国の参酌基準 30.0%

Ⅱ. 特定健康診査等の実施方法

特定健康診査

(1) 実施場所

特定健康診査は、東振協契約健診機関にて実施する。

(2) 実施項目

実施項目は、下記の通りとする。

イ. 基本健診項目（健診対象者の全員が受ける基本的な健診）

○質問票（服薬歴、喫煙歴等） ○身体計測（身長、体重、BMI、腹囲）

○理学的検査（身体診察） ○血圧測定 ○血液化学検査（中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール） ○肝機能検査（AST「GOT」、ALT「GPT」、 γ -GTP）

○血糖検査（空腹時血糖またはHbA1c検査） ○尿検査（尿糖、尿蛋白）

ロ. 詳細な健診項目（医師が必要と判断した場合に選択的に受ける詳細な健診）

○心電図検査 ○眼底検査 ○貧血検査（赤血球数、血色素量「ヘモグロビン値」、ヘマトクリット値） ○腎尿路検査（クレアチニン、eGFR）

(3) 実施時期

実施時期は、通年とする。

(4) 委託の有無

東振協に委託して実施する。

(5) 周知方法

特定健康診査対象者あてに受診カードを送付する。さらに、当健保組合の機関誌及びホームページに案内を掲載する。

(6) 受診方法

東振協との契約健診機関において受診を希望する日時を予約したうえで受診する。

利用にあたっては、当健保組合が特定健康診査対象者あてに送付した受診カードを契約健診機関へ被保険者証とともに提出して受診する。

受診者の費用負担は、無料とする。ただし、既定の実施項目以外を受診した場合は、個人負担とする。

特定保健指導

(1) 実施場所

特定保健指導は、東振協契約保健指導機関、特定保健指導契約先事業者にて実施する。

(2) 実施時期

実施時期は、通年とする。

(3) 委託の有無

東振協、に委託して実施する。

(4) 周知方法

特定健康診査結果を階層化し、特定保健指導の対象者全員に対して、案内を事業所及び本人へ送付する。

(5) 実施方法

当健保組合を經由して東振協へ申し込んだ後、契約保健指導機関にて実施する。特定保健指導契約先事業者の利用にあたっては、事業所単位で直接申し込んだうえ実施する。利用者の費用負担は、無料とする。

(6) 健診データの受領方法

実施した特定健康診査、特定保健指導のデータについては、東振協、R I S P及び大日本印刷より受領のうえ当健保組合にて保管する。
なお、保管年数は、5年とする。

Ⅲ. 個人情報の保護

当健保組合は、東京トラック事業健康保険組合個人情報保護規定を遵守する。

当健保組合及び委託された健診機関・保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らしてはならない。

当健保組合のデータ管理者は、常務理事（事務長）とする。また、データの利用者は当健保組合健康管理部職員に限る。

外部委託する場合は、データ利用の範囲、利用者等を契約書に明記することとする。

Ⅳ. 特定健康診査等実施計画の公表・周知

本計画の公表及び周知については、機関誌やホームページ等に掲載する。

Ⅴ. 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

本計画については、毎年見直しをする。

また、令和8年度に3年間の中間評価を行い、目標と大きくかけ離れた場合やその他必要がある場合には見直すこととする。